

午後2時00分 開会

議 長

ただいまの出席委員は12人中12名です。
定足数に達しておりますので第12回新城市農業委員会総会を開会します。

議 長

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
(異議なし)
異議ないものと認め指名いたします。
農業委員12番
農業委員2番 お願いします。

議 長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。
始めに第41号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第48号議案について説明いたします。
議案書2ページをご覧ください。使用貸借権設定が1件です。
お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。
それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番。 使用借人の経営規模拡大のため使用貸借権設定するものです。
使用貸人は高齢による耕作困難かつ相手方希望のため貸すもので、道の駅つくで手作り村より南へ約800mにある農地です。
申請地は借人の自宅から自動車で4分の距離にあり、通作に問題はありません。
農業従事者は借人が1名おり、農作業歴は30年あり、必要な農機具を所有しています。
申請者の年間従事日数が300日であり、必要な農作業従事をしています。
取得後の経営面積は23, 218. 27㎡であり、作手地区の下限面積を超えています
権利取得後は、ルバーブと榊の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

以上、申請番号1番について、許可とすることを原案といたします。
これで、第48号議案の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。
担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議 長

補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

議 長

ご発言もありません。採決を採りたいと思います。

議 長

第48号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成多数)

議 長

賛成多数と認め第48号議案は原案のとおり決定いたします。

議 長

次に第49号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局

第49号議案について説明させていただきます。議案書4ページをご覧ください。
所有権移転8件、使用貸借権設定2件です。
議案書5ページをご覧ください。

申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、建設業を主に経営しているが、太陽光発電による売電事業にも力を注いでおり、更なる資産運用を図るべく発電用地の規模拡大のため、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のもので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目途が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、隣接地の上吉田字松沢42番、43番で飲食店の開店を予定しており、既設店舗敷地内のみでは、お客様同士が過密となるため、本申請地を屋外飲食スペースとして利用するものです。なお、許可申請に先行して、店舗屋外敷地として整備に着手していたことによる始末書が添付されています。

農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し2種農地と判断しました。

周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目途がたっており、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号3番と議案書6ページの4番と5番は同じ事業者による通路及び太陽光発電施設への転用ですので一括して説明いたします。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、平成11年設立の法人で東京都新宿区にて売電事業を営んでおり、高齢化により栽培困難となりつつある農地へ太陽光発電設備を設置することに対する前向きなご意見があり、申請地を太陽光発電施設とするものです。また、申請地の太陽光発電所へ行く際に、幅の狭い認定外市道しかないため管理上都合が悪いため通路とするものです。

農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のもので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目途が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号6番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、静岡県島田市にて会社経営をしており、再生可能エネルギーへの関心と世の中への貢献のため、専門業者の補助を受け島田市周辺では適地がなかったため、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のもので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目途が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

	<p>議案書7ページをご覧ください</p> <p>申請番号7番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について譲受人は、名古屋市南区にて会社員をしており、再生可能エネルギーへの関心と世の中への貢献のため、専門業者の補助を受け名古屋市周辺では適地がなかったため、申請地を太陽光発電施設とするものです。 農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。 周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目途が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>申請番号8番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について譲受人は、平成27年設立の法人で東京都新宿区にて売電事業を営んでおり、高齢化により栽培困難となりつつある農地へ太陽光発電設備を設置することに対する前向きなご意見があり、申請地を太陽光発電施設とするものです。 農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。 周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目途が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>申請番号9番と議案書8ページの10番は同じ者による営農型発電設備の支柱（太陽光パネルの支柱）への転用ですので一括して説明いたします。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について借人は、申請地に営農型太陽光発電設備を設置し、耕作を行いながら将来の生活設計を確保するものです。本申請は営農型太陽光発電設備の支柱設置のための一時転用であり、復元計画も添付され、撤去費用も目途がたっております。 なお、申請地は、借人がルバーブ、柿の栽培を計画しており、栽培に影響のないよう発電施設の管理を行うものであります。 農地区分は、農用地区域内にある農地に該当し、農振農用地と判断しました。 一時的な利用に供するために行うもので利用目的を達成する上で必要があり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものですので、農振農用地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、資金は自己資金と借入金でまかなう計画で、事前審査等の結果、必要な資金について目途が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます</p> <p>議 長 以上、第49号議案10件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 第49号議案の説明は以上です。</p> <p>議 長 事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p> <p>3番 9番と10番の営農型太陽光発電の件ですが、期間が令和3年から令和13年までの10年間ですが、以前申請があった柿を植える営農型は3年間でしたよね。</p>
--	---

事務局	はい。3年間です。
3番	申請者から認定農業者であるから期間が10年だと伺っているのですが、これは事実ですか。
事務局	はい。そのとおりです。認定農業者に認定されている方については、10年以内ということで一時転用の許可があります。
3番	1年ごとの耕作状況の報告書のようなものを届け出すことが必要ですね。
事務局	毎年1回ですね、農作物の報告書というものを営農型を行う申請者は出していただく必要がありますので、毎年2月末までにどのくらい収穫できたのか等を報告していただく必要があります。
3番	報告してもらう必要があるということで、認定農業者だからという特別に必要ということではないですか。
事務局	そうです。皆さま同じ条件です。また、認定農業者の認定期間は5年間でありますので、5年後必ず認定農業者として更新をしていただくことになります。
議長	<p>認定農業者であれば、年ごとの報告はいらないと申請者から伺いました。通常であれば、耕作物、目標収量及び販売額等を記載した報告書を提出し、そして前年の出来高と比べたりすると思います。ところが、事前審査会の際に僕らは毎年提出をするものだと認識しておりましたので報告書の件をお伝えしたところ、認定農業者であれば5年後、10年後で良いのだと仰られていました。</p> <p>本人に対して、しっかりと報告書の件を事務局から指導してあげるべきではないでしょうか。また、事務局としては、営農型太陽光発電の報告者の提出については、認定農業者であっても報告書の提出をお願いするというところでよろしいでしょうか。</p>
事務局	もう一度確認した上で回答させてください。
12番	<p>農新農用地内における一時転用は3年ですが、なぜ認定農業者であると10年で良いのかかわからない。榊栽培を行うと申請にあるが、流通している榊の九割が外国産で残りが国産と聞いてますし、山に生えているものをご自分で採りに行く方だっています。つまり国内における榊栽培の需要がいまいちみえてこないという印象があります。</p> <p>榊は苗を購入してから約3、4年で収穫が始まります。だから、まあ最初は少ないけど毎年すこしずつ増やして販売をしていく。最初に植えて榊を茂らして、10年20年経て一斉に収穫するという案件もありましたが、それは、農新農用地で太陽光発電をしたいがための無理やりの申請ではないかと感じてしまうものでした。私が受けもつ地区で、した。色々聞いてみると豊橋においても榊栽培を行う太陽光発電の申請がありましたが、とても茂っている状態になっているようです。ですので、榊を栽培するという名目の営農型太陽光発電は、うやむやだなと不安になってしまいます。</p>
議長	報告書を提出していただいたら、栽培状況を事務局で現地確認をするのですか。
事務局	報告書と現況写真を添付していただくので、それで様子を確認しております。また報告書が未提出の場合は現地確認を行い、報告書の提出するよう指導しております。
12番	写真なり現地でみてははっきりとわかればいいのですが、榊栽培であると判断が難しいと思います。
議長	このような点については注視しながら、また9番の申請者さんには事務局から誤解がないようにお知らせいただければと思います。

議 長	その他、ご発言はありますか。
議 長	ご発言もありません。採決を採りたいと思います。
議 長	第49号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第49号議案は原案のとおり決定いたします。
議 長	次に第50号議案の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>それでは第50号議案について説明させていただきます。 議案書10ページをご覧ください。 農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。 使用貸借権設定3件3,609㎡、賃借権設定1件484㎡、合計4件4093㎡であり、すべて新規設定です。</p> <p>議案書10ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、2番 新規就農です。 中宇利地内の畑2筆995㎡に使用貸借権及び賃借権を設定し、穀類の作付けをします。 申請番号3番 野田、川田地内の田畑4筆1,988㎡に使用貸借権を設定し、水稻及び野菜の作付けをします。 4番は、中間管理事業による転貸の案件です。 申請番号4番 作手中河内地内の田1筆1,110㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>以上、番号1番から4番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので第50号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議 長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
2番	番号4番ですが、利用権の設定を受ける者と設定する者は親族関係にある申請者ですか。
事務局	違います。名字が偶然一緒な方々です。
議 長	その他、ご発言はありますか。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 第50号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第50号議案は原案のとおり決定いたします。

議 長	<p>次に第51号議案の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2による農業振興地域整備計画に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。 それでは51号議案についてご説明いたします。</p>
事務局	<p>議案書11ページをお開きください。農用地除外が2件です。 12ページをご覧ください。別添の農用地区の位置図ともあわせて説明させていただきます。</p> <p>番号1番、別添図版は2ページからになります。 申出者申出地記載のとおり。この案件は、八束穂中貝津地内に資材置場を設置するため除外するものです。 申出者は市内で一般建築工事業を営んでいます。業務拡大を図っていたところ、受注量が増加したことにより建築資材や古材の在庫が増え、既存の資材置場では対応できなくなり、早急に資材置場を確保する必要性が生じました。 会社及び経営者の所有地には適地がなく苦慮していたところ、申出地を提供してもらうことができました。 土地の選定については、会社所有の土地は会社敷地及び資材置場となっており、経営主個人の土地はありません。当該地は集落に接続し周辺農地への影響もないことから、当該地を選定したことはやむを得ないものと認められる。</p> <p>続きまして番号2番、別添図版は2ページからになります。 申出者申出地記載のとおり。この案件は、長篠字広面地内に従業員用駐車場を設置するため除外するものです。 申出者は名古屋に本社を置き、本市内でも自動車部品等製造業を行っています。事業拡大に対応するため既存の管理者用駐車場に新工場を建築したところ、駐車場不足することとなり、今後も業務拡大の予定があるため早急に従業員駐車場を確保する必要性が生じました。 会社及び経営者の所有地には適地がなく苦慮していたところ、申出地を提供してもらうことができました。 土地の選定については、会社所有の土地は会社敷地・従業員駐車場・資材置場等となっており、経営主個人の土地はありません。当該地は集落に接続し周辺農地への影響もないことから、当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。</p> <p>第51号議案の説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第51号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第51号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、議案書14ページをご覧ください。 報告第1から第5、報告案件計16件について説明いたします。15ページをご覧ください。 (議案書15ページから20ページの内容を議案書のとおり朗読)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。</p>
議 長	<p>以上をもちまして第12回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。</p>
<p>午後3時00分議長は本会の閉会を宣した。</p>	
<p>上記会議の顛末を記載した内容に相違ないことを称するため下記に署名する</p>	
	<p>議 長</p>
	<p>委 員</p>
	<p>委 員</p>